

北村山圏域立地適正化方針（山形県村山市・東根市・尾花沢市・大石田町）＜概要版＞

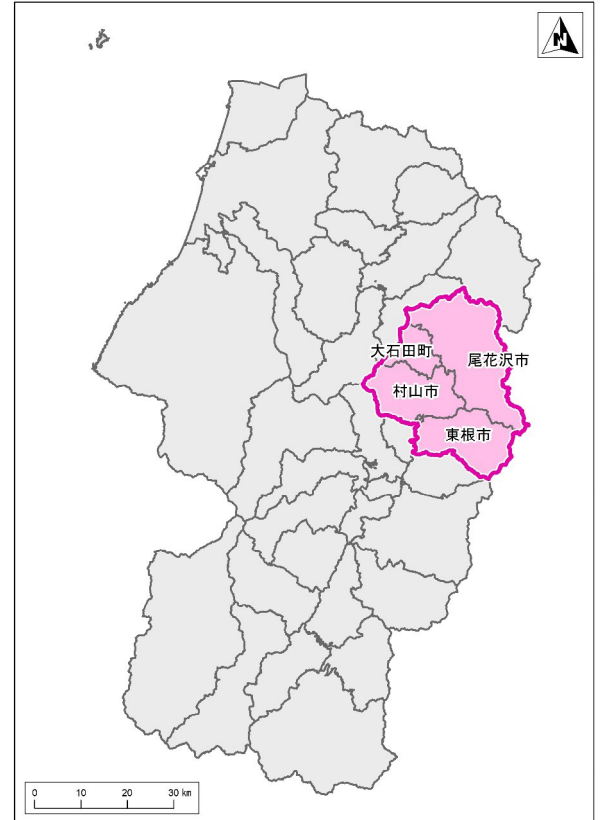
1. はじめに

北村山圏域（以下「本圏域」という。）では、人口減少や高齢化が進行しており、日常生活に必要なサービスの確保や都市経営そのものが困難となっていくことが懸念されます。

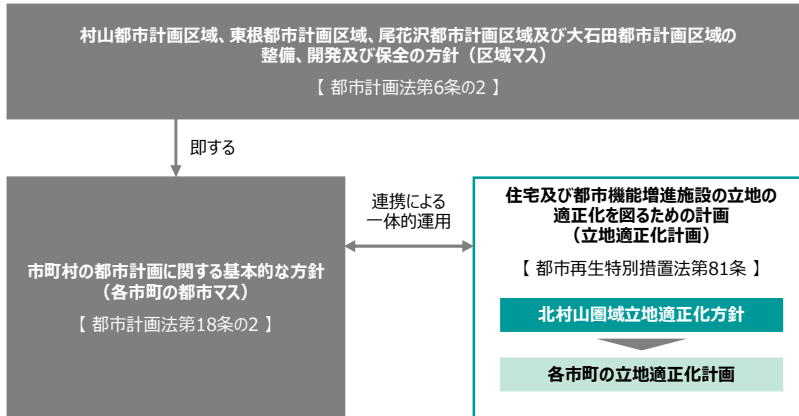
そこで、共通する地域課題については広域行政としての連携を強化しながら共同で対応し、各市町の特徴を踏まえた機能分担のもとで相互に協力しながら効率的な都市経営を図るため、「北村山圏域立地適正化方針」を定めることとしました。

なお、本方針は、山形県が定める広域的な都市計画や各市町の都市計画等と連携・整合を図りながら運用するものです。また、目標年次は令和27（2045）年とします。

■北村山圏域 位置図



■北村山圏域立地適正化方針の位置づけ



2. 北村山圏域の将来像と基本方針

連携・協調の取組により地域住民が将来にわたって安心して暮らせる、持続可能な都市圏の形成を圏域共通の方針とし、将来像を次のように設定します。

都市圏の将来像

連携・協調により元気で安心して暮らすことのできる 持続可能な北村山都市圏

本圏域の現況を踏まえ整理した3つの課題に対し、将来の実現に向けた都市づくりの基本方針を以下のとおり設定します。

課題1 いかに関都市基盤・都市機能を維持するか

基本方針1 居住・都市機能の誘導による生活利便性の向上と効率的な都市経営

- 主要な鉄道駅やバス停等の交通結節点、役所等の拠点に居住や都市機能を誘導・集約し、都市のコンパクト化によって日常生活の利便性と公共サービスの効率化を図ります。
- 公共施設については、サービスの質的向上と維持管理コストの縮減に向け、市町の枠組みを超えた連携のもとで機能の更新や集約・複合化について検討します。

課題2 いかに関地域の移動の足を確保するか

基本方針2 生活圏を円滑に移動できる公共交通ネットワークの構築

- 地域の主要な公共交通であるバス交通は、利用実態に合わせて市町間の相互乗入れや共同運行について調整することで、日常生活の足として使いやすいネットワークの形成を図ります。
- 持続可能な公共交通体系の構築に向け、地方都市や山間地域においても有効と考えられる多様なモビリティサービスの導入等について検討します。

課題3 いかに関激甚化する災害に対応するか

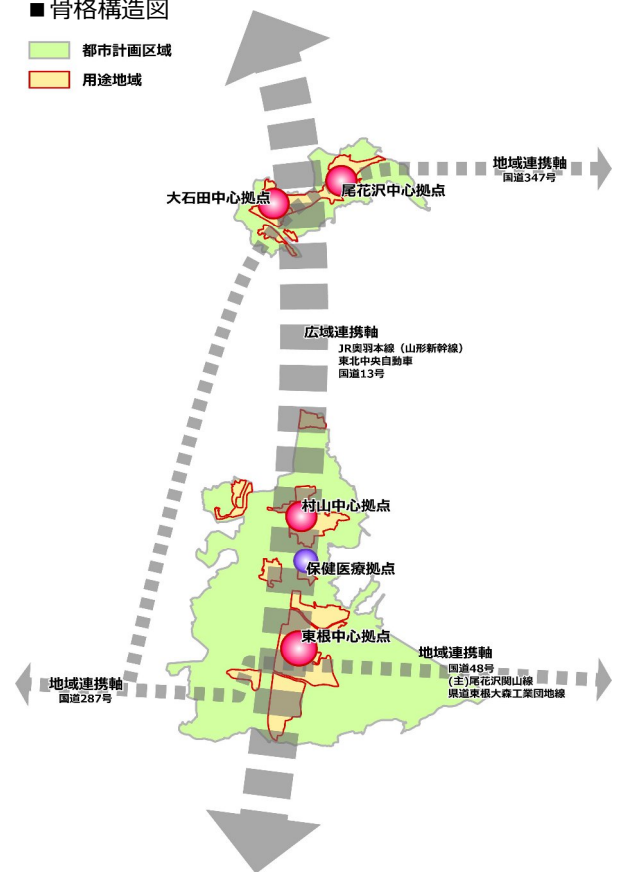
基本方針3 広域的な災害対応力の強化による安全・安心な都市の形成

- 最上川流域に位置する圏域として、流域治水プロジェクトの構成員をはじめ、多様な主体と連携しながら、ハード・ソフトの両面から広域激甚災害への対応力の強化を図ります。
- 克雪の取組として、除排雪の担い手の確保や除排雪体制の整備等、豪雪時の雪処理に広域的かつ効率的に対応するための取組について検討します。

上位計画における都市構造の考え方や基本方針を踏まえ、本圏域の骨格構造を以下のとおり設定します。

■骨格構造図

- 都市計画区域
- 用途地域



骨格構造

中心拠点

- ・各市町の役所や鉄道駅周辺等、都市機能が集積するエリアを位置づけます。
- ・暮らしを支える生活サービス施設の維持・誘導により生活利便性を確保し、圏域の核となる地域としての都市再生の取組を推進します。

保健医療拠点

- ・村山二次医療圏における基幹病院である北村山公立病院周辺を位置づけます。
- ・地域の健康と安心を守るため、医療・福祉機能の強化を図ります。

広域連携軸／地域連携軸

- ・圏域内外をネットワークする鉄道及び主要な幹線道路を位置づけます。
- ・日常生活の足となる路線バスを中心に、中心拠点及び保健医療拠点をネットワークする公共交通網の維持・構築を図ります。

3. 持続可能な圏域の形成に向けた方針

●居住誘導区域^{*1}・都市機能誘導区域^{*2}の考え方

- ・居住誘導区域及び都市機能誘導区域は、おおむね以下の要件を満たすエリアに設定するものとします。

【居住誘導区域】

- 用途地域内（工業地としての利用を増進するエリアを除く）で、都市基盤が整備されているエリア
- 圏域全体の観点から、相対的に人口の集積があり、今後も一定の人口密度が維持される（維持すべき）エリア
- 相対的に都市機能の集積があり、かつ、公共交通の利用圏にあって日常生活の利便性が高いエリア
- 都市計画区域内において、医療施設や福祉施設等、地域住民の健康と安心を確保する施設が立地するエリア
- 都市計画区域内において、基幹的な集落が形成されているエリア、小学校・集会所等の地域コミュニティを支える施設が立地するエリア
- 災害リスクが小さい、または、一定の災害リスクが存在するものの、防災・減災対策を講じることで被害の低減が見込まれるエリア

【都市機能誘導区域】

- 居住誘導区域内のエリア（商業等の都市機能の集積を図るために住居系の土地利用を制限している場合は除く）
- 各市町の都市計画マスタープランにおいて都市拠点・地域拠点等として位置づけられるエリア
- 鉄道駅やバス停等の公共交通施設を中心として、行政・商業・医療等の都市機能が充実しているエリア

●基幹的誘導施設^{*3}の考え方

- ・本圏域の救急医療の中心的な役割を担うとともに、総合的な医療サービスを提供する施設として、医療施設（北村山公立病院）を設定します。
- ・本圏域を取り巻く環境の変化により医療施設以外の施設についても確保が必要となった場合には、4市町で検討・調整し、基幹的誘導施設として設定します。

●公共交通の考え方

- ・本圏域唯一の基幹病院である北村山公立病院へ向かう路線バス等、広域的な生活路線として維持していくべき路線については、住民のニーズや利用実態に即してルートを見直すなど、利便性の向上と事業性の改善を図ります。
- ・山形県や地域の交通事業者等とも協力しながら、公共交通の利用促進を図るとともに、多様なモード（移動手段）の導入や連携について検討します。
- ・複数の公共交通が接続する交通結節点では、バリアフリー化や待合環境の改善等、安全で快適な移動環境の形成を図ります。

●防災・減災の考え方

- ・多様な主体の理解と協力を得ながら、最上川水系流域治水プロジェクトや最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト等に基づく防災・減災対策を着実に推進します。
- ・災害相互援助協定の締結等、自治体間及び民間事業者との連携体制の強化や連携事務の充実を図ります。
- ・各種ハザードの整理、情報共有を図り、圏域として災害危険性の低いエリアへの居住や都市機能の集約を促進します。

※1 一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のこと。

※2 医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導、集約することで各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと。

※3 都市生活における住民の利便を増進させるために圏域全体で確保すべき施設のこと。